

## 平成30年度以降キャリア形成プログラム（案）について

## 1 就業義務年限

貸与期間の1.5倍（6年間貸与の場合9年間）

## 2 医師不足地域※等での就業期間

4年間（貸与期間が6年間でない場合はその2/3）以上

※ 医療計画に明記された医師不足地域

【案】「県内過疎市町（平成の合併によって過疎地域を合併した市町村は当面の間は過疎地域とする）

及び二次医療圏単位の10万対医師数が全国平均値を下回る地域」

## 3 配置方針

1	2	3	4	5	6	7	8	9
臨床研修病院群		いずれかの医療機関群で7年 ただし、地域A群又はB群で通算4年以上、うち地域A群で2年以上勤務						

## &lt;医療機関群&gt;

医療機関群	カテゴリー	対象医療機関
臨床研修病院群 (37)	臨床研修病院	千葉医療C、千葉大附属、県立病院群、青葉、海浜、千葉メディカル、千葉中央メディカル、済生会習志野、津田沼中央、谷津保健、八千代医療C、船橋市立、船橋中央、千葉徳洲会、船橋二和、国府台、市川総合、行徳総合、順天堂浦安、東京ベイ・浦安市川、松戸市立、千葉西、新東京、新松戸中央、名戸ヶ谷、慈恵柏、東葛、小張総合、成田赤十字、東邦佐倉、聖隷佐倉、日医北総、旭中央、亀田総合、君津中央、千葉労災、帝京ちば
地域A群 (17)	医師不足地域において優先的な配置が必要な病院	佐原、多古、小見川、東庄、銚子、匝瑳、大網、さんむ、東陽、長生、いすみ、東千葉メディカル、鋸南、富山、鴨川、君津中央大佐和分院、県循環器
地域B群 (96)	医師不足地域において配置が必要な病院 ①医師不足地域の自治体病院 ②医師不足地域の地域医療支援病院 ③医師不足地域の専門研修プログラムの研修施設（専攻医等としての勤務に限定）	①医師不足地域の自治体病院（8）（地域A群を除く） 船橋市立、船橋ハ、市川ハ、松戸市立、東松戸、市立柏、旭中央、君津中央  ②医師不足地域の地域医療支援病院（7）（上記の指定病院を除く） 市川総合、国府台、済生会習志野、八千代医療C、東邦佐倉、成田赤十字、亀田総合、千葉労災  ③医師不足地域の専門研修プログラムの研修施設（専攻医等としての勤務に限定）（81）（上記の指定病院を除く） 【東葛南部】津田沼中央、東京湾岸ハ、習志野第一、谷津保健、島田台、勝田台、新八千代、鎌ヶ谷、東邦鎌ヶ谷、板倉、北習志野花輪、共立習志野台、総武、セコメディック、滝不動、千葉徳洲会、同和会千葉、東船橋、船橋整形外科、船橋総合、船橋中央、船橋二和、山口、大野中央、化学療法研究所附属、行徳総合、順天堂浦安、東京ベイ・浦安市川 【東葛北部】旭神経内科、オーククリニック、恩田第二、三和、新東京、新松戸中央、千葉西、松戸整形外科、松戸ハ、千葉愛友会、東葛、流山中央、我孫子東邦、天王台消化器、名戸ヶ谷あびこ、平和台、おおたかの森、岡田、柏厚生総合、国立がん研究C東、聖光が丘、辻中、慈恵柏、名戸ヶ谷、初石、江戸川、キッコーマン、小張総合、野田 【印旛】成田、聖隷佐倉、下志津、四街道徳洲会、日医北総、成田富里徳洲会 【香取海匠】島田総合、海上寮、九十九里ホーム、藤田 【山武長生夷隅】浅井、塩田記念、塩田、大多喜 【鴨川市】亀田リハ 【君津】加藤、木更津東邦、木更津、萩原、袖ヶ浦さつき台 【市原】磯ヶ谷、五井、帝京ちば、鎗田、さらしな
県内病院群	県内の病院 （上記指定を除く）	

※対象医療機関は、上記のカテゴリーに該当する医療機関とし、医師不足地域、臨床研修病院等の指定、専門研修プログラム等にあわせ、変更するものとする。なお、地域B群③の専攻医等としての勤務は、一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医及び同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医の取得を目的とする勤務を想定。

## 4 取得可能な専門医等の資格

一般社団法人日本専門医機構による専門研修の基本領域の専門医資格（1領域）

## 5 猶予期間（配慮事項）

(1) 事由を問わず4年（県外での研修、大学院、留学、その他個人都合等）

(2) やむを得ない場合として知事が必要と認める期間

ア 災害、疾病、負傷、出産、育児の場合、勤務先等において休業として認められた期間

イ 義務年限（9年間）内に、義務履行を果たすと、新専門医制度における基本領域（1領域）の専門医を取得することが研修期間等から不可能である場合、その不足する期間。ただし、基幹施設が県内の医療機関の場合に限る。

## 平成30年度以降の医師修学資金制度の見直しについて

## 1 その他制度の詳細について（案）

## (1) 県内出身者の定義について

①千葉県内に**居住している者**

②大学に入学するために住所の変更をした者で、変更前の一年間県内に住所を有していた者

③千葉県内の高等学校等を卒業又は修了した者

④二親等以内の親族が県内に住所を有している者

## (2) 金利の起算日及び末日について

起算日：「貸付を受けた日の翌日」

末日：「貸付が終了した日」

## &lt;試算&gt;

条件：月額15万円で1年次から6年次まで貸し付けた場合で就業9年目修了目前に返還事由が生じた場合（貸付金額総額＝10,800,000円）

①末日を「貸付が終了した日」とした場合

利息金額＝約3,192,000円

※ 6年次修了時に利息額が確定するため、義務年限中のどの時期に返還事由が生じても金額は変わらない。

②末日を「返還事由が生じた日」とした場合

利息金額＝約12,921,000円

※ 返還事由が生じた日が遅くなるほど利息は高くなる。

⇒ **末日は、影響が最も少ない「貸付が終了した日」とする。**

## 2 既受給者への適用について

国は、既受給者についても、可能な限り見直し後の内容を遡及適用するよう求めているため、原則適用させる。

ただし、「可能な限り」とされていることから、受給者にとって不利益な変更となる事項については、適用しないこととする。

ア キャリア形成プログラム（県内臨床研修・配置方針）受給者にとって不利益な変更となるか否かは一概には言えないため、**旧プログラムと選択可能とする。**イ 猶予期間専門医取得などのキャリア形成や、出産・育児などのやむを得ない事由への配慮から制度を拡充するものであるため、**適用する。**ウ 金利不利益不遡及の原則により**適用しない。**

## (参考1) 第2回部会(平成29年8月9日)での決定事項

- 1 全体としての方向性  
国の条件に合致する制度を整え、**地域医療介護総合確保基金を活用することを前提**とし、それぞれの項目について、制度の詳細を検討していく。
- 2 各項目についての方向性
  - (1) 対象者について  
**千葉県出身者に限定する。**出身者の定義については「ふるさと医師支援コース」の定義を参考に、具体的な内容を今後決定していく。
  - (2) 県内での臨床研修について  
修学資金の返還に係る要件として、従来から県内の基幹型臨床研修病院のプログラムに基づく臨床研修を原則としていることを踏まえ、**県内での臨床研修を義務付ける。**
  - (3) キャリア形成プログラムについて  
貸与した修学資金の返還免除に係る要件について、県(地域医療支援センター等)が策定する**「キャリア形成プログラム」に参加することを義務付ける。**  
キャリア形成プログラムについては、地域医療支援センターに設置するキャリア形成プログラムワーキンググループで検討する。
  - (4) 金利について  
他県の状況等を踏まえ、**10%で設定**する。

## (参考2) 国から提示された条件

地域医療介護総合確保基金を活用する場合の条件として、新たに以下の条件が提示され、平成30年度以降の新規に貸付を行う学生については全ての要件を満たす必要がある。(平成29年2月14日付け厚生労働省通知)

- (1) 対象者について、**都道府県内出身者に限ること。**
- (2) 修学資金の返還免除に係る要件について、都道府**県内の基幹型臨床研修病院**のプログラムに基づく臨床研修に参加すること。
- (3) 修学資金の返還免除に係る要件について、都道府県(地域医療支援センター等)が策定する**「キャリア形成プログラム」に参加すること。**
- (4) 貸与した修学資金の貸付金利について、**適切な金利を設定すること。**